明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商業動態統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業四）　一
〔告　示〕
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学九）　二
○商業動態統計調査規則第六条第一項の規定に基づく商業動態調査票の様式を定める件（経済産業一〇）　七
〔官庁報告〕
財　政
今後目指すべき地方財政の姿と平成二十七年度の地方財政への対応についての意見（総務省）　一〇
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示関係
地方公共団体
教育職員免許状失効・失効の取消、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○経済産業省令第四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、商業動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

商業動態統計調査規則の一部を改正する省令

商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「商業動態統計調査」を「商業動態統計」に改める。

第四条第一項中「及び丁調査」を「、丁一調査、丁二調査、丁三調査及び丁四調査」に、同条第三項中「及び小分類六〇五―燃料小売業に」を「、小分類六〇五―燃料小売業及び中分類六一―無店舗小売業に」に、「前項に規定するもの」を「前項及び次項に規定するもの並びに第五項から第八項までに規定するものが有する事業所」に、「中分類六一―無店舗小売業まで」を「中分類六〇―その他の小売業まで」に改め、「（次項に規定するもの」の下に「及び第五項から第八項までに規定するものが有する事業所」を、「所在するもの」の下に「（第五項から第八項までに規定するものが有する事業所を除く。）」を加え、「以上のもの」の下に「（次項から第八項までに規定するものが有する事業所を除く。）」を加え、同条第四項中「以上のもの」の下に「（次項から第八項までに規定するものが有する事業所を除く。）」を加え、同条第五項中「丁調査」を「丁一調査」に改め、同条に次の三項を加える。

6　丁二調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類五九三一―電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類五九三二―電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。

7　丁三調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類六〇三一―ドラッグストアに属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。

8　丁四調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類六〇九一―ホームセンターに属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。

第五条第四項中「丁調査」を「丁一調査」に改め、同条に次の一項を加える。

5　丁二調査、丁三調査及び丁四調査は、次に掲げる事項について行う。

一　企業名
二　商品販売額
三　店舗数
四　商品手持額

第六条第一項中「及び丁調査」を「、丁一調査、丁二調査、丁三調査及び丁四調査」に改める。

第七条中「第五項」の下に「から第八項まで」を加える。

第八条第一項中「配付」を「配布」に改め、同条第二項、第九条第二項及び第十条の二第一項中「及び丁調査」を「、丁一調査、丁二調査、丁三調査及び丁四調査」に改める。

第十条の二第三項中「第九条の規定」を「第九条」に改める。

第十条の五を削る。

第十条の六見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録」に改め、同条第一項中「及び丁調査」を「、丁一調査、丁二調査、丁三調査及び丁四調査」に、「フレキシブルディスクを」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を」に、「規定にかかわらず、フレキシブルディスクの提出枚数は一枚とする」を「規定は適用しない」に改め、同条第二項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録」に改め、同条を第十条の五とする。

第十条の七を削る。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条　削除

第十三条及び第十六条第一項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録」に改める。

第十六条第三項中「磁気媒体」を「電磁的記録」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。